

【施設提案型】和泉市ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 趣旨

和泉市では、「和泉市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本市が選定した施設におけるネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

本要項は、施設特定型で公募している施設を除く施設（以下「施設提案型」という。）のパートナーの募集を行うにあたり必要な事項を定めるものです。

2 対象施設等

(1) 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設については、スポーツ施設、文化施設、道路、公園など市が設置している公の施設（及びそれらの一部）を想定しています。

ただし、次に掲げる施設は対象外とします。

- ① 市役所や消防庁舎、小中学校、幼稚園、保育園、病院
- ② 施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するもの

(2) 施設提案型施設

(1) の対象施設のうち、施設特定型で公募している施設を除く施設

※施設特定型施設とは

(1) の対象施設のうち、施設の性格、利用者数等を勘案し、市が選定するもの

◎対象施設は、別紙「施設提案型ネーミングライツの主な対象施設一覧」を参考にしてください。

なお、この一覧は対象となる施設を網羅するものではなく、この一覧以外の施設についても提案は可能ですのでご相談ください。

3 契約期間

原則3年～5年とし、施設の性格等に応じて所管課にて決定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し適切な期間を設定します。

4 愛称付与の範囲

(1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。

市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、選定委員会において審査を行います。

(2) 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年を予定しています。）、市のホームページやパンフレットなどに、条例上の名称を併記することがあります。

5 名称変更に伴う費用の負担

名称変更に伴う費用負担は表のとおりです。

費用負担の区分	負担者（施工含む。）
施設表示看板の変更や新設	パートナー
契約終了後の原状回復	
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	作成した者

※ 上記の費用負担については、命名権料の他に別途ご負担いただきます。
また、施工については、施設所管課や関係部署と協議することとします。

6 応募手続

(1) 応募の方法

直接、提出書類を下記応募先までご持参ください。

(2) 応募先

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当（市役所本庁舎3階）

(3) 募集期間

随時提案を受け付けます。

※ただし、土・日曜日と祝日及び12月29日から1月3日を除く午前9時～午後5時までの間の受付です。

なお、選定期間については、下記のとおりとします。

4～6月の応募	7月選定	10～12月の応募	1月選定
7～9月の応募	10月選定	1～3月の応募	4月選定

(4) 応募提出書類

応募に際しては、次の①～④を全て提出することとします。

- ① 和泉市施設提案型ネーミングライツ応募書（様式1）
- ② 応募資格についての確約書（様式2）
- ③ 地域貢献等に対する支援実績及び法令等遵守の取組状況等（様式3）
- ④ 登記事項証明書、決算書類等

(5) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とさせていただきます。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
また、和泉市情報公開条例に基づき開示することがあります。

(6) 応募資格

本市のパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人、その他の団体若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人（以下「団体等」という。）が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する団体等は、応募できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体等
- ② 和泉市参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づく指名停止を受けている団体等
- ③ 大阪府において、法令違反を理由とした参加停止措置を受けている団体等
- ④ 税又は市税を滞納している団体等（市税については、和泉市内に本店、支店、営業

所などがある場合に限る)

- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）
- ⑥和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日制定）に基づく入札等除外措置を、受けている団体等
- ⑦団体等、団体等の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図り、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与している団体等
- ⑧ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体等
- ⑨ 公序良俗に反する事業を行う団体等
- ⑩ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- ⑪ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体等（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。）
- ⑫ その他本市のパートナーとして不適当と認められる団体等
なお、施設の性格や実情等を考慮し、これ以外の事項についても規定する場合があります。

7 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

8 パートナーの選定方法

(1) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定に当たっての選定基準は下記のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。

なお、応募者が1者のみの場合も、選定委員会において本市のパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。

【選定基準】

審査区分	審査項目（審査書類等）		配点
応募団体等の状況	①	経営の安定性（決算報告）	10
	②	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意（様式3）	10
	③	法令等遵守（団体等における法令等遵守の取組状況）（様式3）	10
愛称	④	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合致（様式3）	10
応募条件	⑤	応募の趣旨（様式1）	10
	⑥	命名権料提案額（様式1）	50
	⑦	期間（様式1）	10

⑧	優先配点（継続又は市内団体等の場合）	10
合計点数		120

※優先交渉権者として選定されるための最低基準は、①+②+③+④+⑤+⑦の合計点数が30点以上とすることとし、最低基準に満たない場合は失格とします。

9 選定結果の通知

応募者に対し、優先交渉権者の決定の可否について、選定委員会を開催した日から、原則1か月以内に文書で通知します。

10 契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合には、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約を締結したパートナーは、次期更新の際に優先配点を付与することとします。

11 契約の解除

契約当事者は、契約相手方の事情・瑕疵等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約満了を待たずに契約を解除することができることとします。

また、命名権料の未払い等があった場合、市は契約を解除できることとします。

パートナーの事情・瑕疵等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

12 パートナーの公表、新名称（愛称）の普及

パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について、公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

13 問合せ先

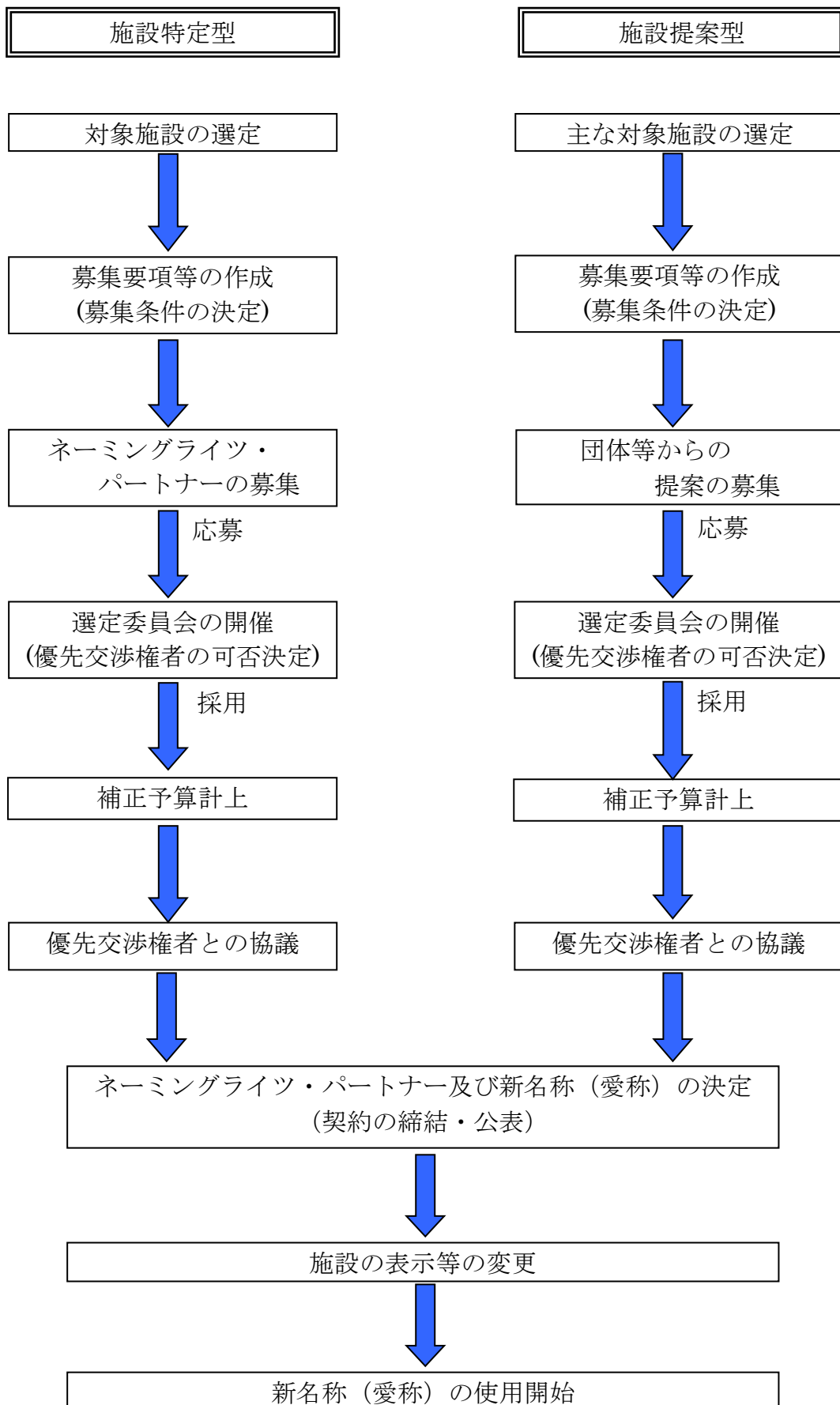
和泉市役所市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当

電話：0725-99-8102（直通）

FAX：0725-45-9352

電子メール：seisaku@city.osaka-izumi.lg.jp

ネーミングライツ導入手続フロー図



年 月 日

和泉市長 あて

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

印

〔施設提案型〕和泉市ネーミングライツ応募書

「〔施設提案型〕和泉市ネーミングライツ・パートナー募集要項」の規定に基づき、下記のとおり応募します。

対象施設名	
応募の趣旨	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで____年間
命名権料 提 案 額	年 額 _____円（消費税含む） 〔____年間合計_____円（消費税含む）〕 ※消費税率に変更が生じた場合は、それに応じて金額を変更します。
愛 称 案	※市民の理解が得られるような（ふさわしい）愛称を提案してください。
希望するパートナ ーメリットなど	（例：一定期間の施設無償利用、商品展示及び広告スペースの無償提供など。 ただし、希望に添えないことがあります。）

団 体 等 の 情 報	業 種			
	事業内容			
	担当者氏名			
	部署・役職			
	電 話		F A X	
	電子メール			

年 月 日

応募資格についての確約書

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

印

(法人名) は、〔施設提案型〕和泉市ネーミングライツ・パートナー募集要項の
応募資格を満たしていることを確約します。

提案概要書

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

印

選定の際の参考とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献、文化活動等に対する支援の実績及びネーミングライツへの熱意や法令等遵守の取組状況等についてご記入ください。

その他ネーミングライツに関するご提案等がありましたら、自由にお書きください。

なお、関連資料がございましたら、適宜添付してください。

コミュニティや地域貢献、文化活動等に対する支援実績

ネーミングライツへの熱意（本市や地域に対するメリット等）

法令等遵守の取組状況

その他

年 月 日

和泉市市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当 あて
FAX 0725-99-8102
E-mail seisaku@city.osaka-izumi.lg.jp

ネーミングライツに関する質問票

対象施設名		
質問内容		
連絡先	団体名	
	部 署	
	役 職	
	担当者	
	電 話	
	F A X	
	電子メール	